

福島市議会議会報告会実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成26年条例第〇号）第16条第2項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催の時期）

第2条 報告会は、原則として当初予算を審議する定例会議及び決算を審議する定例会議の終了後、2か月以内に開催するよう努めるものとする。

2 報告会は、一時期4か所で開催するものとする。

3 報告会は、第1項のほか議長が必要と認めるときは随時開催することができる。

（班編成）

第3条 報告会は4班編成で行い、それぞれの班に各常任委員会から2名以上参加するものとし、議長を除く全議員がいずれかの班に属するものとする。

2 班構成は、各派代表者会において協議し決定するものとする。

3 班に代表者を置き、構成員の互選により決定するものとする。

（日程及び会場）

第4条 報告会の日程及び会場については、各班の代表者が協議し決定するものとする。

（報告内容）

第5条 報告会の報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）議決の概要

（2）議会の活動状況

（3）その他議長が必要と認める事項

2 前条の報告内容は、各常任委員会及び特別委員会において調整し、決定するものとする。

（報告会の役割）

第6条 報告会における司会進行、報告者、記録者及び資料作成等、報告会の運営に必要と認められる役割は、それぞれの班において協議し、調整のうえ決定するものとする。

なお、質疑応答は全員で行うものとする。

（報告会の開催の告知）

第7条 報告会の実施については、広く市民等の参加者を募集するため、福島市議会ホームページ等により周知するものとする。

(報告会の記録)

第8条 報告会の記録は記録者が行い、要点筆記により記録するものとする。

(報告会の資料)

第9条 報告会での配布資料は、各班とも共通資料とする。

(報告会の次第)

第10条 報告会の次第は、概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議会報告
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会あいさつ

(市民からの意見及び要望等への対応)

第11条 報告会の質疑応答以外に市民から出された意見及び要望等については、班の代表者の判断により聴取するものとし、回答が必要な場合においては、後日回答するものとする。

2 前項の規定により後日回答するものとした意見及び要望等を発言した者のうち、当該回答を郵送等で求める者(以下「回答請求者」という。)は、その氏名、住所、その意見及び要望等を別記様式に記載し、報告会終了後速やかに提出することとする。

(報告及び回答)

第12条 報告会終了後、班の代表者は議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 報告会において聴取した意見に対する回答は、各常任委員会において作成し議長に報告するものとする。

3 議長は、第1項の報告書及び前項の意見に対する回答を福島市議会ホームページにおいて公開するとともに、回答請求者に通知するものとする。

4 第2項において、調査及び検討を行うと回答したものについては、原則として所管常任委員会における所管事務調査を行うものとする。

(議員派遣の手続き)

第13条 報告会を開催にあたり議員を派遣する場合には、福島市議会会議規則(昭和43年議会規則第1号)第160条の規定により議員派遣との手続きをとるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会改革検討会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

意見及び要望等シート（案）

○回答を必要とされる方は、議会報告会終了後にご提出ください

ふりがな 氏名（※必須）	
住所（※必須）	
電話番号（※必須）	
FAX番号	
メールアドレス	
議会報告会開催日	平成 年 月 日
議会報告会会場	

回答書の送付方法（希望するものを丸で囲んでください） 郵送 ・ FAX ・ 電子メール
回答を必要とする意見及び要望等をご記入ください。

※この用紙は、福島市議会に対する皆様の意見及び要望等に対する回答を後日送付するためのものです。

※必須項目については、必ずご記入願います。

※提出された意見及び要望等及びそれに対する回答は、個人情報を除き福島市議会ホームページにおいて公開いたします。